

消費生活センター

ほっと通信 184

美容医療の強引な勧誘に注意

相談事例

カウンセリングだけのつもりで美容外科へ出向いた。カウンセリング後に金額を提示され、よく検討してから決めるつもりで帰ろうとすると「金額に納得できなければ、値引するので少し待ってほしい」と引き止められ、値引きを条件に何度も勧誘された。2時間以上も拘束され「契約をしないと帰れない」という恐怖感から、仕方なく契約書にサインしてしまった。クーリング・オフしたい。

アドバイス

- 美容医療の契約は、施術内容や期間によってクーリング・オフの対象外となるケースがあります。契約前に必ず条件を確認しましょう。
- 帰宅を拒む引き止めや、長時間の勧誘は適切な販売方法ではありません。契約する意思がない場合は、きっぱり断りましょう。



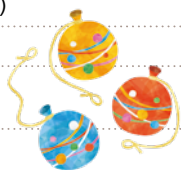
- 一度契約書にサインをしてしまうと、その内容に従う義務が生じ、簡単に解約はできません。「自分に必要なものか」「高額ではないか」を冷静に検討してください。
- 不安に思った場合やトラブルになったときには、消費生活センターに相談してください。

岡旭市消費生活センター(☎62-8019)

令和8年7月 情報カレンダー

1日 水	●縮緬細工作品展示(P13)~15日 ●放置等LPガス容器撲滅運動(P14)~8月31日 ●「社会を明るくする運動」強調月間(P14)~31日 ●心配ごと相談(P18)
2日 木	
3日 金	●BCG予防接種(P10)
4日 土	●消防本部職場体験(P6)~8月11日 ●幼児向けの絵本の読み聞かせ(P12)
5日 日	●海岸清掃(P13)
6日 月	
7日 火	●子育て学級(P10) ●献血(P17)
8日 水	●1歳6か月児健康診査(P10) ●心配ごと相談(P18) ●ピアサポート個別相談(P18)
9日 木	●2歳児歯科健康診査(P10) ●市民健康講座(P17)
10日 金	●夜間納税窓口(P13) ●夏の交通安全運動(P14)~19日
11日 土	●ミスあさひコンテスト(P2) ●漁業就業相談会(P13) ●司法書士会(P18)
12日 日	●いきいき脳健康教室(P13)
13日 月	●市の法律相談(P18)
14日 火	●3歳児健康診査(P10) ●人権・行政相談(P18)
15日 水	●5歳児健康診査(P10) ●心配ごと相談(P18)

16日 木	●四季アートと愛くるしい動物たち(P13)~31日 ●空き家相談(P18)
17日 金	●出張ハニカム(P10)
18日 土	●市営海浜プール(P2)~8月31日 ●矢指ヶ浦海水浴場(P3)~8月23日 ●サマーフェスタ(P3) ●ひとり親家庭の養育費無料法律相談会(P10) ●幼児向けの絵本の読み聞かせ(P12) ●行政書士会(P18)
19日 日	
20日 月	●海の日
21日 火	●交通事故相談(P18) ●税理士会(P18)
22日 水	●心配ごと相談(P18)
23日 木	●乳児健康診査(P10)
24日 金	●2歳児親子サークル(P11) ●若者の就労相談(P18)
25日 土	●職員採用説明会(P6)
26日 日	
27日 月	●市の法律相談(P18)
28日 火	●離乳食教室(P10)
29日 水	●3歳児健康診査(P10) ●まったり恋活(P15)
30日 木	●親子で学ぶ動物愛護センター(P13) ●歯科相談(P17)
31日 金	



今月の納期

- ◆固定資産税・都市計画税 第2期
- ◆国民健康保険税 第2期

- ◆介護保険料 第2期
- ◆後期高齢者医療保険料 第1期

納付期限は**7月31日(金)**です
※国民年金保険料は毎月納付です。